

2019年2月14日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## OECD、BEPS行動5 優遇税制に関する2018年 進捗レポートを発表

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてのアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

### エグゼクティブサマリー

2019年1月29日、経済協力開発機構(OECD)は税源浸食及び利益移転(BEPS)包摂的枠組みによって承認された「有害な租税慣行・優遇税制に関する2018年進捗レポート」(2018年進捗レポート)を発表しました。今回のレポートでは、2017年進捗レポートの内容が更新され、包摂的枠組みの参加国・地域において確認されたすべての優遇税制のレビュー結果が報告されています。

2017年には、80を超える制度に対してBEPS行動5のミニマムスタンダードに準拠する是正を行うことが公約されました。BEPSプロジェクト開始以降、現在までに225の制度がレビュー対象となりましたが、2018年には、ほぼすべてのケースで各国・地域による是正が行われました。また2018年の結果として、1つの例外を除き、すべての知的財産(IP)優遇税制が廃止、もしくはネクサスアプローチに準拠するように是正されたと報告されています。

2018年進捗レポートの附属書では、非課税または低課税の国・地域における実質的活動要件に対する新基準や、審査における既存要件の適用に関する解釈指針、IP以外の優遇税制への遡及適用のモニタリングを実施するためのデータポイントとプロセスに関する勧告等、有害税制フォーラム(FHTP)の枠組みにおける重要な更新が行われました。

進捗レポートでは、FHTPが継続して有害な租税慣行へ取り組むための今後のステップも示されています。

## 詳細解説

### 背景

2015年10月5日、OECDは、BEPS行動計画に基づく行動5「透明性と実質を考慮したより効果的な有害税制への対抗」に関する最終報告書(行動5レポート)を公表しました<sup>1</sup>。行動5レポートは主に次の2つの分野、(i)税制が有害であるかどうかを判断する際に適用される「実質的活動」要件の定義、および(ii)透明性の向上を対象としています。

行動5レポートは、BEPSにおける4つのミニマムスタンダードの1つです。タイムリーかつ正確に実施し、平等な競争環境を確保するために、各ミニマムスタンダードはピアレビューの対象となります。BEPS包摂的枠組みの全メンバーは、行動5のミニマムスタンダードの実施とピアレビューへの参加を公約しています。そのためOECDは2017年2月1日、税務ルーリングに関する情報交換について行動5ミニマムスタンダードの「ピアレビューのための付託事項及び手法」を発表しました<sup>2</sup>。

2017年10月の2017年進捗レポートの発表以来<sup>3</sup>、FHTPはBEPS行動5に含まれる優遇税制レビューの作業をさらに続けてきました。これには、パテントボックスなどのIPに関する優遇税制とそれ以外の優遇税制の両方が含まれています。2019年1月29日にOECDが発表した2018年進捗レポートでは、新規参加メンバーと新制度を含む、包摂的枠組みの全参加国・地域における優遇税制のレビュー結果が公表されました。2018年進捗レポートによると、BEPSプロジェクトの開始以来、FHTPは合計255に及ぶ制度をレビューしたとのことです。

### 2018年進捗レポート

2018年進捗レポートでは、57の制度について新しい結論が示され、その内の44の制度については、国・地域が制度の廃止または改正によって立法上の変更を行うと公約しています。アンティグア・バブーダ、バルバドス、ベリーズ、ボツワナ、コスタリカ、キュラソー、フランス、ヨルダン、マカオ(中国)、マレーシア、パナマ、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、セイシェル、スペイン、タイ、ウルグアイ等の制度が改正されてきました。少し前にフランスとスペインで法改正が通過した後、2015年のBEPS行動5レポートでは有害と判定されていたすべてのIP優遇税制は廃止もしくは是正されて「有害ではない」とされるかのいずれかとなり、ネクサスアプローチと適合することとなりました。

また、バルバドス、キュラソー、パナマにおける3つの新制度または代替制度は、特に行動5の基準を満たすように設計されているため、「有害ではない」と判断されました。

2018年進捗レポートによると、IP以外の制度に関しては、タイの3つの制度(国際統括本部と財務センター、地域統括事業本部および国際貿易センター制度)が潜在的に有害であるとされた一方で、モントセラトの制度については潜在的に有害ではあるものの実害はないとされました。さらに2つの制度(マレーシアのプリンシパルハブ制度およびトリニダード・トバゴの自由貿易地区制度)について、廃止または改正により立法上の変更を行うと公約されました。

2018年進捗レポートには以下の3つの附属書がついています。

- i) 附属書Aでは、優遇税制の評価に用いられる基準と指針や、2018年11月に初めて公表された<sup>4</sup>非課税または低課税の国・地域への実質的活動要件の適用再開等、行動5が検討を求めているFHTPの枠組みの改訂または附則について述べています。さらに、附属書Aの第2部では、優遇税制のレビューで適用する要件に関する解釈指針を提供しています。
- ii) 附属書Bでは、IP以外の優遇税制の遡及適用へのモニタリング実施のためのデータポイントとプロセスを定めています。附属書Bによると、モニタリングには収集すべきデータと、収集データをFHTPで利用可能にするための方法という2つの側面があるとのことです。
- iii) 附属書CはFHTPの作業に関連する重要な参考資料のリストとなっています。

### 今後のスケジュール

2018年進捗レポートは、有害な租税慣行に継続して取り組んでいくための今後のFHTPの重要なステップを以下の通り示しています。

- i) FHTPは、非課税または低課税の国・地域における実質的活動要件の確認作業を再開します。2019年に見込まれている重要な成果として、優遇税制のレビュープロセスと同様のアプローチで、非課税または低課税の国・地域における実質的活動要件の適用再開に関する新しい世界基準の見直しが行われる予定です。

- ii) FHTPIは、特定の事項が実際に基準を有効に満たして実施されているかを確認するために、年間を通してモニタリングプロセスを継続的に実施する予定です。標準的なアンケートを使ってモニタリングプロセスが実施され、その後、関連する国・地域とFHTPIで協議し、基準を確実に満たすためにもし必要であれば、FHTPIはその結論を再度検討する場合があります。
- iii) FHTPIは、レビュー中の優遇税制や、これから包摂的枠組みに参加予定の国・地域の優遇税制、その他必要な「関連国・地域<sup>5)</sup>」についてレビューを継続します。さらに、新たに導入される制度についてもレビューを行います。

## 今後の影響

2018年進捗レポートでは、BEPS行動5が迅速に実施されつつあり、包摂的枠組みへの参加国・地域が税制改正に本格的に取り組んでいることが示されました。またこのレポートの発表によって、納税者が事業を行う国・地域における優遇税制の状況も明確化されています。FHTPIは作業を継続し、行動5ミニマムスタンダードに適合するように是正対象となる優遇税制のモニタリングとレビューを行います。

納税者は、有害であるとみなされ是正または廃止過程にある優遇税制へのFHTPIの取組みと、有害な税制への支払いを考慮に入れて各国が実施する可能性のある措置をモニターしていく必要があります。

---

## 巻末注

1. EY Global Tax Alert 2015年10月8日付、「[OECD releases final report on countering harmful tax practices under Action 5](#)」をご参照ください。
2. EY Global Tax Alert 2017年2月6日付、「[OECD releases peer review documents on BEPS Action 5 on Harmful Tax Practices and on BEPS Action 13 on Country-by-Country Reporting](#)」をご参照ください。
3. EY Global Tax Alert 2017年10月18日付、「[OECD releases progress report on preferential regimes under BEPS Action 5](#)」をご参照ください。
4. EY Global Tax Alert 2018年11月20日付、「[OECD releases updated results on scrutiny of preferential tax regimes and substantial activity requirements for no or only nominal tax jurisdictions](#)」をご参照ください。
5. 有害とされるいくつかの優遇税制は、包摂的枠組みのメンバーではない国・地域によって提供されることがあります。平等な競争環境を確保するために、そのような国・地域は包摂的枠組みのメンバーによってその作業に関連して特定され、他のすべての国・地域に適用されるのと同じ基準に従ってレビューされます。これらが「関連国・地域」です。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

ジョナサン・スチュワートスミス	パートナー	jonathan.stuart-smith@jp.ey.com
須藤 一郎	パートナー	ichiro.suto@jp.ey.com
大堀 秀樹	シニアマネージャー	hideki.ohori@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190214

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)